

留学生ガイドブック 2025

Guidebook for International Students



大阪電気通信大学
Osaka Electro-Communication University

目次

1. 入国後の手続きについて	3
・在留カードについて	3
・居住地の市役所ですること	4
・マイナンバーについて	5
・銀行ですること	5
2. 学生生活	6
・勉強について	6
グループ担任とは	
指導教員とは	
・学費について	6
学費の納入方法	
留学生授業料特別減免制度	
・奨学金について	7
日本学生支援機構【私費外国人留学生学習奨励費】	
その他留学生対象民間団体等からの奨学金	
大阪電気通信大学独自の奨学金	
・成績発表について	7
3. 日常生活	9
・宿舎について	9
宿舎についての注意事項	
ゴミの出し方	
退去の時	10
心がけること	
留学生住宅総合補償	
・アルバイトについて	11
・一時帰国や他国への旅行	11
・緊急時・災害時の対応について	12
4. 在留資格に関する手続き	16
・在留期間の更新について	16
・在留資格の変更について	16
・在留手続き関係一覧	17
5. 相談窓口の案内	19
6. 国際交流センター	20

大阪電気通信大学へようこそ！

このガイドブックは、母国をはなれて日本での生活を送る留学生のみなさんの留学生活に少しでも役立つよう作成しました。

日本での生活で困った時や、個人的な悩みがあるときは気軽に相談してください。

大阪電気通信大学では、留学生のみなさんが留学目的を達成できるよう、サポートしていきます。



留学生と在学生の交流イベント「バドミントン大会」のひとコマ

1. 入国後の手続きについて

■ 在留カードについて ■

留学生が空港（関西、成田、羽田、中部、広島、福岡、新千歳）から入国する場合、入国審査場にて旅券（パスポート）に上陸許可の証印を受けるとともに、在留カードが交付されます。

※他の出入国港から入国する場合は、旅券（パスポート）に上陸許可の証印をし、「在留カード後日交付」と記載されます。この場合、市役所の窓口にて住居地の届出（転入手続き）をした後に、出入国在留管理局より在留カードが交付されます。

この在留カードは、みなさんが日本に滞在する間の身分証となりますので、常に携帯していなければなりません。紛失してしまったときは、直ぐに、出入国在留管理局で再発行の手続きをしてください。



居住地の市役所ですること

次の届け出・手続きを居住地の市役所で速やかにおこなってください。

届出等の種類	内容	手続きに必要なもの
転入届	来日後、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参のうえ、住居地の届出をしなければなりません。	
国民健康保険	日本に3ヶ月以上在留する場合、「国民健康保険」に必ず加入しなければなりません。病気や怪我で医療機関で治療を受けた場合、医療費の70%を国(日本)が負担してくれる保険です。 転入手続きをする際、同時に加入手続きをしてください。 また、加入にあたっては、月々の保険料が必要です。窓口で学生であること、また、所得のないことを申告すれば保険料が軽減されます。	パスポート 在留カード
国民年金	国民年金は、日本に居住する20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。病気や怪我で高度障害が残った場合や死亡した場合にお金が支給されます。市役所で国民健康保険と同時に加入してください。また、窓口で、保険料の支払い免除(正規生の場合は学生納付特例、非正規生の場合は一般免除)手続きも行ってください。	パスポート 在留カード 学生証



マイナンバーカード

健康保険証として利用登録することができます。



■ マイナンバーについて ■

留学生の皆さんは、転入手続きが済むと、マイナンバーが割り当てられ、後日自宅に通知書が郵送されます。この番号は社会保障等のために割り振られるもので、パスポートに次ぐ重要な個人番号となります。なくさないように厳重に管理してください。管理は自己責任となりますので、十分に気をつけましょう。一部の例外を除き、原則として、大学ではマイナンバーを収集することはありません。

マイナ保険証を利用する

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、医療機関で保険証として利用できます。マイナンバーカードを持っていない場合や、マイナ保険証の利用登録をしていない場合は、市区町村の窓口で「資格確認書」の交付を受けることができます。

資格確認書は、保険加入者であることを証明する書類で、医療機関で保険証と同様に利用できます。

●マイナンバーに関する問い合わせ窓口

日本語 TEL 0120-95-0178

外国語（英語・中国語・インドネシア語他） TEL 0120-0178-27

銀行ですること

■ 口座の開設 ■

公共料金や電話料金などの支払いを自動で引き落としのできるのも、口座を開設しておくとも便利です。国費留学生・私費留学生学習奨励費受給者は、毎月の奨学金がゆうちょ銀行口座に振り込まれますので、必ず、ゆうちょ銀行の口座を開設してください。

●手続きに必要なもの

パスポート、在留カード、住民票（市役所で発行）、学生証、印鑑、

注意すること

来日後、すぐに開設できる口座は、「ゆうちょ銀行」のみです。

日本での在留期間が半年を過ぎると都市銀行（三井住友、三菱 UFJ、りそな、みずほ等）で開設できますので、母国から海外送金が受け取れる口座として開設しておくことをおすすめします。



2. 学生生活

勉強について

本学で授業を受けるには、学期ごとに履修する授業科目を登録しなければなりません。登録をせずに授業を受けても単位が認定されませんので、注意してください。登録については、履修登録の手引きをよく読んで、必ず指定された期間内に行ってください。

■ グループ担任とは ■

入学後、1年次から卒業研究を行うまでの間、学習・生活などについて、指導をしていただく先生のことです。



■ 指導教員とは ■

3年次、4年次に進級すると卒業研究（卒業制作）をすることになります。各自で研究室とテーマを決めたあと、研究テーマに基づき、卒業まで指導をしていただく先生のことを「指導教員」と呼びます。

卒業研究については履修登録の手引きで確認してください。

学費について

■ 学費の納入方法 ■

入学前は、授業料を銀行振込で納入しますが、入学後は銀行口座からの振替えにより支払っていただきます。入学後に大学から案内がありますので、指定の手続きを行ってください。

■ 留学生授業料特別減免制度 ■

本学に入学した留学生に対し、授業料特別減免を実施しています。

減免を受けるためには、入学後の申請手続きが必要です。

申請は、年度毎に必要となりますので、期間内に手続きを行ってください（期限厳守）。

申請に関する案内は、My Portal（マイポータル）、OECUメール等でお知らせします。

ただし本学在学中に学業成績不良・性行不良となったときは、減免が受けられない場合がありますので、注意してください。

奨学金について

■ 日本学生支援機構【私費外国人留学生学習奨励費】 ■

日本学生支援機構の奨学金です。期間は1年間で、成績・経済的な面から学内選考により推薦します。

学部生 48,000 円/月 大学院生 48,000円/月

■ その他留学生対象民間団体等からの奨学金 ■

本学 HP で確認してください。

<https://www.osakac.ac.jp/campuslife/scholarship/scholarship-loan/>

年度により募集や、採用は異なります。

募集があれば、OECU MyPortal (大阪電気通信大学奨学金掲示板) で案内します。



■ 大阪電気通信大学独自の奨学金 ■

観野福太郎基金グローバルフロンティア奨励金

本学卒業生の観野福太郎氏による大学への寄付金を原資とした奨励金制度です。

国際交流を通じて知識や経験等を修得する者が対象です。

審査に通ると参加に要する費用の 1/2 (限度額 10 万円) が支給されます。

詳細は、学務課／四條畷学務課にお問い合わせください。

成績発表について

前期・後期の学期末試験終了後に「成績発表」があります。

各自成績発表日に MyPortal (マイポータル) から配信される学業成績表の内容を確認してください。

成績評価に関する問い合わせは成績発表後、1 週間以内となっています。学務課／四條畷学務課にお問い合わせください。

問い合わせ期間以降の成績評価に関する質問は受付できません。



★Check Out!!★

日本文化特別講座について

本学では、留学生に向けて「日本文化特別講座」を開催しています。この講座は、みなさんがこれから4年間本学で勉強し、また母国を離れ日本という土地で生活するうえで日本の社会・文化をより深く理解してもらうための講座で、新入生の皆さんを対象に実施します。毎回専門の先生にお越しいただき、さまざまなテーマについて講義・実技の時間を設けています。それぞれの講座のテーマをより深く理解するために、テーマに沿った事前課題と事後課題(感想・考察)を提出してもらいます。

華道、蕎麦打ち、着物着付、茶道、書道、和食などの体験型講座や、学外見学(京都 or 奈良)を予定しています！必ず参加してください♪

***単位認定希望学生は事前・事後課題の提出は必須です。**

【講座の流れ(1テーマ)】

事前課題の提出(予習) ⇒ 講義・実践 ⇒ 事後課題(まとめレポート) = 1回

※日程・詳細は国際交流センターより案内します。



【学外見学(京都)】



【着物着付け】



【蕎麦打ち】



【茶道】

3. 日常生活

宿舎について

以下は宿舎での生活において大事な事項ですので、しっかり読んで対応してください。

■ 宿舎についての注意事項 ■

- 家賃・水光熱費(電気・ガス・水道の料金)は、毎月の支払いを滞納しないこと。転居や退去時はより注意して精算すること。※
- 転居の際は各市区町村において「転居」の届出をし、新たな居住地の「住民票」「在留カード(表裏面)のコピー」「学生個人と連絡の取れる連絡先」を大学に提出すること。
- 宿舎によっては、家具や家電などが備え付けられていることがあります。
壊したり、持ち出ししたりしないこと。
- 本学から学生に連絡を取ってから、3日以上連絡が取れない場合は保証人や父母に通知する必要があることを了解していること。
- 宿舎の退去時に、居室全体の破損、ごみの放置など入居時と異なる状況であると不動産業者が判断した場合、学生が責任をもって原状回復を行うものとし、その目的において約2ヶ月分の家賃相当額を支払わなければならない場合があることを了解していること。

※それぞれの費用の請求書は、みなさんの宿舎へ直接郵送されます。必ず期限内に支払いを済ませること。コンビニエンスストア・郵便局・銀行で支払いができます。

夏/春休み等の間に一時帰国や海外旅行をする場合は、その間の家賃・水光熱費の支払いについて事前にルームメイトや友人に依頼し代わりに支払ってもらうなど、各自で責任を持って対処してください。

■ ゴミの出し方 ■

日本では、ゴミを焼却する際の大気汚染の防止や、ゴミのリサイクルのために、ゴミの出し方が厳しく規制されています。ゴミを出すときは以下のことに気をつけてください。

- 透明の袋に入れ、指定された日に決まった場所に出してください。
- ゴミの分別は市町村によって異なります。居住地の市役所等で確認してください。
※これらのルールを守らなかった場合、ゴミが回収されず、周りの人の迷惑になりますので、自分の住んでいる地域のゴミ捨て場と、ゴミを出す日を確認し、きちんと分別して捨てましょう。



■ 退去の時 ■

卒業・帰国時は特に注意！！

宿舎から退去する時は、以下のことに注意してください。

- ・入居中に自分で購入した家具、備品等は最後まで責任を持って処理すること。不用品なども、そのまま部屋に残さず、粗大ゴミへ出すなど各自で処分すること。
- ・退去日までに部屋をきれいに掃除すること。(部屋がひどく汚れていたり、物品の破損等があった場合は、別途費用が発生することがあります。)
- ・家賃、水光熱費の支払いは、退去日までの分を各自で必ず精算すること。

■ 心がけること ■

- ・お互いに気持ちよく生活できるように一人一人が決められたルールを守りましょう。
- ・郵便ポストも定期的に清掃をお願いします。
郵便物だけでなく、不要なチラシやゴミもこまめに処分しましょう。
- ・火の取り扱いには十分注意してください。

■ 留学生住宅総合補償 ■

みなさんが留学生住宅総合補償に加入することにより、大阪電気通信大学が連帯保証人(機関保証)になることができます。申し込み手続きは、本学が行います。

加入を希望する方は、国際交流センターまでお問い合わせください。



★保険いろいろ★

留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド付帯学総)とは？

学研災に加入する留学生(研究生を除く)の学外での日常生活や病気治療費、賠償責任保険の示談交渉サービス、救済者費用等をカバーし、留学期間に合わせて月単位で加入できる付帯保険です。日本での滞在を安全かつ安心しておくことができるよう、この保険への加入をお勧めします。詳細は国際交流センターにあるパンフレットを確認してください。

自転車事故で他人にケガを
させてしまった場合でも、
保険でカバーされます。



アルバイトについて

経済的な事情でアルバイトが必要な場合は、「資格外活動許可」を得ることで、1週につき28時間以内（長期休業期間中は1日につき8時間以内）での活動が認められています。

許可を得ずにアルバイト等をした場合は、処罰の対象になりますので十分に注意してください。

★資格外活動(アルバイト)の条件★

1. 留学中の学費、その他必要経費を補う目的であること。
2. 1週28時間以内とし、夏期・冬期・春期の休暇期間は1日の労働時間8時間以内とする。
3. 学業に支障がなく、かつ留学生として適当な業務内容であること。
4. 風俗営業等取締法適用業種にかかわるものではなく、法令または公序良俗に反する恐れがないものであること。

※在学中にアルバイトを開始する場合やアルバイト先を変更する場合は、国際交流センターに「アルバイト届出書」を提出してください。

TA(ティーチング・アシスタント)/SA(スチューデント・アシスタント)は「資格外活動許可」は不要
「出入国管理及び難民認定法」等が改正され、大学と契約に基づく報酬をうけて行う教育・研究を補助するTA、SAについては「資格外活動許可」を受ける必要はなくなりました。

租税条約について

日本と「租税条約」を結んでいて、留学生のアルバイト収入に関する免税条項を持つ国(インドネシア、中国、韓国など)から来日した留学生は、条件の範囲内であれば、アルバイトをしても、税金が免除される場合があります。免除を受けるには、「租税条約に関する届出書」をアルバイト先に提出する必要がありますので、雇用主に確認してください。申請の際には、学生証・パスポート・在留カード・本人の住民票(原本)などが必要です。なお、大学院生がTA等、学内で就労する場合、学務課・四條畷学務課より4月中に連絡しますので、指定された手続きを行ってください。

一時帰国や他国への旅行 -出国の際は必ず大学に届出を!-

在留期間中に一時帰国や海外旅行で日本を離れるときは、必ず事前に次の2点を国際交流センターへ提出してください。

- ・「一時帰国・海外旅行届」
- ・「誓約書(安全輸出管理規定に関する約束をする書類)」

注意!! 夏休み・春休み以外でも、日本を出国する際は事前に連絡するようにしてください。

緊急時・災害時の対応について

海外での生活は、予期せぬことが起こる可能性もあります。万が一の事態に備えて、心構えと準備をしておくことは非常に大切です。落ち着いて行動し、必要な機関に助けを求めましょう。

緊急通報電話番号	通報先	通報内容
110	警察	犯罪、盗難、交通事故等のトラブル
119	消防、救急	火事、救助・救急

●火災

火災が発生した場合、「119番」に電話をかけ、消防署に連絡してください。
火災だけでなく、救急やその他の緊急事態が発生した場合にも利用できます。



119番に電話をかける際のポイント

1. 落ち着いて、状況を把握する

まずは深呼吸をして、落ち着いて状況を把握しましょう。何が起こったのか、場所はどこか、負傷者の有無、火災の場合は何が燃えているかなど、わかる範囲で情報を整理します。

2. 119番につながっているか確認する

電話がつながったら、「火事ですか？救急ですか？」と聞かれるので、該当する方を選びます。



3. 伝えるべきこと

以下の情報を、落ち着いて、正確に伝えましょう。

・場所: 住所、目標となる建物や場所

・状況: どのような状況か(火災、事故、救急など)

・負傷者の有無: 負傷者の数や状態

・火災の場合: 何が燃えているか、延焼の可能性

・あなたの情報: 氏名、電話番号 [緊急連絡先]



●地震/台風

日本は地震や台風が多い国ですので、日頃からの備えが大切です。

避難場所の確認

住んでいる場所から一番近い避難場所を、ハザードマップなどで確認しておきましょう。

避難経路も、実際に歩いて確認しておく、いざという時に慌てずに避難できます。

地震発生時の行動

- ・まずは、自分の身の安全を確保しましょう。机の下などに隠れて、頭を守りましょう。
- ・揺れが収まったら、落ち着いて火の始末をし、安全な場所に避難しましょう。
- ・周囲の状況を確認し、助けが必要な人がいれば、声をかけましょう。
- ・正しい情報を収集し、デマに惑わされないようにしましょう。



台風接近時の注意点

- ・不要な外出は控え、危険な場所には近づかないようにしましょう。
- ・河川や用水路など、増水している場所には近づかないようにしましょう。
- ・海や山など、土砂災害や高波の危険がある場所には近づかないようにしましょう。
- ・停電時は、ブレーカーを落として、電気製品の電源を切りましょう。
- ・断水時は、水道管の元栓を閉めましょう。



※災害時に役立つサイト

●Safety tips for travelers

<https://www.jnto.go.jp/safety-tips/eng/>



●外国人生活支援ポータルサイト「緊急・災害」

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/disaster_prevention.html



●犯罪やトラブルに巻き込まれないために

日本は比較的安全な国として知られていますが、それでも様々な危険が存在します。犯罪や事故に巻き込まれないためには、日頃から注意深く生活することが大切です。事件や事故など、緊急性の高い状況が発生した場合は、110番に連絡してください。

日常生活で気をつけること

1. 夜道の一人歩きは避ける

夜間は、人通りの少ない道や暗い場所を一人で歩くのは避けましょう。

やむを得ず一人で歩く場合は、明るい場所を選び、警戒しながら歩きましょう。

防犯ブザーや護身用具などを携帯するのも有効です。



2. 見知らぬ人には警戒する

親切な言葉で近づいてくる人でも、安易に信用しないようにしましょう。

特に、個人情報聞き出そうとする人や、不審な勧誘をする人には注意が必要です。

困った時は、警察や信頼できる人に相談しましょう。

3. 貴重品の管理に注意する

現金やクレジットカードなどの貴重品は、肌身離さず持ち歩きましょう。

バッグや財布は、人混みの中で盗まれないように注意しましょう。

スマートフォンやパソコンは、パスワードを設定し、セキュリティ対策をしっかり行いましょう。



4. 交通安全に気を配る

道路を渡る際は、信号をよく確認し、左右安全を確認してから渡りましょう。

自転車に乗る際は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。

自動車の運転中は、安全運転を心がけましょう。

5. 地域の情報を収集する

地域の防犯情報や、注意すべき場所などを把握しておきましょう。

地域のコミュニティに参加し、情報交換をすることも有効です。

6. 困った時は相談する

困ったことや不安なことがあれば、一人で悩まずに、信頼できる人に相談しましょう。

【重要】★知らずに犯罪に加担しないために★

近年、知らず知らずのうちに犯罪に加担してしまうケースが増えています。特に、SNS 等で高額なアルバイトを見つけた場合は、安易に飛びつかず、犯罪の可能性を疑うことが重要です。

以下の点に注意しましょう。

・銀行口座に振り込まれたお金を引き出して別の口座に送金するアルバイト

これは、不正送金や詐欺の被害金である可能性が高い。

(犯罪収益移転防止法違反、窃盗罪など)

・自宅に配送されてきた荷物を転送するだけでお金がもらえるアルバイト

これは、詐欺や不正アクセスによる被害品である可能性が高い。

(詐欺罪など)

・「銀行口座、携帯電話、パスポート、在留カードを買い取ります」という話に乗らない

これらは、犯罪行為に使われる可能性がある。

(犯罪収益移転防止法違反、携帯電話不正利用防止法違反)

・「お金や書類を受け取るだけ、お金や書類を運ぶだけ」といったアルバイト

これらのお金や書類は詐欺の被害品である可能性が高い。

(詐欺罪など)

あなたも犯罪者
になります！

少しでも怪しいと思ったら・・・

「もしかして、このアルバイトは詐欺などの犯罪なのではないか。」と思ったら、警察や親、大学の教員・職員に相談しましょう。

高額すぎる報酬や、内容が曖昧なアルバイトには注意が必要です。

少しでも不安を感じたら、安易に手を出さないようにしましょう。



4. 在留資格に関する手続き

在留資格に関する手続きは、留学生のみなさん自身が出入国在留管理局で行う必要があります。手続き前に P17.18に記載の学内窓口に申し出てください。



在留期間の更新について

皆さんは、日本への在留については出入国在留管理庁にその旨申請し「在留許可」を得ています。在留資格には期限があり、期限を超えて滞在していると「不法滞在」とみなされ、強制帰国させられることがあります。留学生の皆さんが本学(学部)で勉強する期間は4年間ですが、在留資格の許可を受けている期間は、法務大臣が個々に指定する期間(4年3月を超えない範囲)となっています。在学期間中に在留期限が到来する学生は更新手続きが必要です。

期間満了の日の3ヶ月前から手続きを行うことができます。申請から許可まで、最大約2ヶ月かかることがありますので、一時帰国を予定している方は、余裕をもって更新の申請をしてください。

在留資格の変更について

◆卒業後に日本で求職活動、就職する場合◆

留学生のみなさんが、日本で求職就職、就職する場合、「留学」の在留資格のままでは就労が認められていませんので、就労が可能な在留資格への変更手続きが必要となります。

就職の場合、原則4月から入社できるように12月から変更を受け付けています。申請後、許可が下りるまで1~2ヶ月かかります。(ただし、変更後の在留カードは卒業証明書提出後に受け取り可。)

また、内定先の会社に用意してもらう書類が複数ありますので、就職先が内定したら、手続きについて早めに確認しましょう。

次のページ以降で、上記を含む主な手続きについてご案内します。各自で、期限までに必要な手続きを行ってください。

【重要】★休学する場合★

在留資格「留学」を有する学生が、休学等の理由で継続して3ヶ月以上学修や研究活動を行わない場合、「留学」の在留資格を喪失します。したがって、休学期間中は日本国内に在留することができないため、すみやかに出国しなければなりません。

在留手続き関係一覧

目的	申し出窓口	提出書類	提出先	変更後の届出先 (14日以内)
在留期間の更新	学務課 四條畷学務課	<p>■ 出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>① 在留期間更新許可申請書</p> <p>② 写真 (縦 4cm×横 3cm、3ヶ月以内に撮影されたもの)</p> <p>③ パスポート</p> <p>④ 在留カード</p> <p>⑤ 在学証明書及び成績証明書</p> <p>* 新入生で日本語学校から本学に入学された方は、本学入学前の教育機関の成績証明書が必要になります。</p> <p>⑥ 研究内容についての証明書 (研究生)</p> <p>⑦ 履修科目及び時間数を記載した履修届出写し等の証明書 (科目履修生)</p> <p>※ 許可される時に手数料 6,000 円が必要です。 (オンライン申請の場合、5,500 円)</p>	学務課又は四條畷学務課で提出書類を確認後、 大阪出入国在留管理局へ提出してください。	○ 市役所 及び 学務課 四條畷学務課
アルバイト	学務課 四條畷学務課	<p>■ 出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>① 資格外活動許可申請書</p> <p>② パスポート</p> <p>③ 在留カード</p>		学務課 四條畷学務課
卒業後の求職活動	学務課 四條畷学務課	<p>■ 出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>① 在留資格変更許可申請書</p> <p>② 写真 (縦 4cm×横 3cm、3ヶ月以内に撮影されたもの)</p> <p>③ パスポート</p> <p>④ 在留カード</p> <p>⑤ 申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 (適宜)</p> <p>⑥ 卒業見込証明書 (卒業証書 [写し] または卒業証明書)</p> <p>⑦ 継続就職活動についての「推薦状」</p> <p>⑧ 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料</p> <p>※ 許可される時に手数料 6,000 円が必要です。 (オンライン申請の場合、5,500 円)</p>		○ 市役所

必ず在学中に
手続きすること！
卒業式後は手続き
ができません

目的	申し出窓口	提出書類	提出先	変更後の届出先 (14日以内)
卒業後に日本で就職する場合	学務課 四條畷学務課	<p>■ 出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>自分で用意するもの</p> <p>①パスポート ②在留カード ③在留資格変更許可申請書：申請用紙は窓口でもらえます。 ④履歴書：様式は自由</p> <p>内定先の会社に用意してもらうもの</p> <p>①雇用契約書のコピー：採用（内定）通知書でも大丈夫です。 ※仕事の内容、雇用期間、報酬金額明記 ②内定先企業の商業法人登記簿謄本 ※3ヶ月以内に発行されたもの ③決算報告書（貸借対照表、損益計算書） ④会社案内：内定先の事業内容が分かるパンフレット等で大丈夫です。</p> <p>大学で発行してもらうもの</p> <p>①卒業証明書（または卒業見込証明書） ※コピー不可</p>	大阪出入国在留管理局へ提出してください。 学務課又は四條畷学務課で提出書類を確認後、	○市役所 及び 学務課 四條畷学務課
一時帰国	国際交流センター	<p>【みなし再入国許可】（国外での滞在期間が1年以内の場合）</p> <p>①再入国出国記録：出国時に空港で渡されます。 ②在留カード ③パスポート</p> <p>【再入国許可申請】（国外での滞在期間が1年を超える場合）</p> <p>①再入国許可申請書 ②パスポート ③在留カード及び学生証 ④手数料（1回限り：4,000円、年次有効：7,000円） （オンライン申請の場合、それぞれ3,500円、6,500円）</p>	空港の 出国審査場 大阪出入国在留管理局	国際交流センター

必ず在学中に
手続きすること！

※日本国外に出国する場合は、国際交流センターに「誓約書」と「一時帰国・海外旅行届」を提出すること。

※在留資格の期限より前にパスポートの期限が到来する場合は、パスポートを先に更新する必要があります。

※手続き等で分からないことがあれば、国際交流センターへ問合せください。

5. 相談窓口の案内

■ 寝屋川キャンパス ■

住所: 〒572-8530 大阪府寝屋川市初町 18-8

TEL: 072-824-1131 (代)、夜間・休日: 072-824-1140 (保安室)

内容	窓口	場所
履修・成績など、勉強について	学務課	A号館1階
授業料・奨学金について		
アルバイトの紹介		
住所変更・保証人変更など各種変更の届出		
在留期間更新・変更など在留関係手続き		
健康・体調について	医務室	A号館1階
日常生活や心身不調における悩みの相談	学生相談室 (GSSC)	J号館6階
インターンシップ、就職について	キャリアセンター	A号館1階
海外留学、その他、質問や相談について	国際交流センター	A号館1階

■ 四條畷キャンパス ■

住所: 〒575-0063 大阪府四條畷市清滝 1130-70

TEL: 072-876-3317 (代)、夜間・休日: 072-876-3317 (保安室)

内容	窓口	場所
履修・成績など、勉強について	四條畷学務課	1号館1階
授業料・奨学金について		
アルバイトの紹介		
住所変更・保証人変更など各種変更の届出		
在留期間更新・変更など在留関係手続き		
健康・体調について	医務室	1号館1階
日常生活や心身不調における悩みの相談	学生相談室 (GSSC)	1号館1階
インターンシップ、就職について	キャリアセンター	1号館1階
海外留学、その他、質問や相談について	国際交流センター	6号館1階

6. 国際交流センター

国際交流センターでは、留学生の皆さんが充実した留学生活を送れるように、様々な支援をしています。大学生活、日常生活の中で分からないことや困ったことがある時は、窓口で気軽に相談してください。

また、留学生と在学生在が交流するゲーム大会やスポーツ大会、季節のイベント等も企画・実施します。友だち作りの機会として参加してください。

開室時間：月曜日から金曜日 9:00～17:00（昼休みの時間を除く）

寝屋川キャンパス

場所：A号館1階

昼休み 11:40～12:40

TEL: 072-824-1131(代)

Email: iec-info@osakac.ac.jp

四條畷キャンパス

場所：6号館1階

昼休み 12:00～13:00

TEL: 072-876-5021(直)

Email: iec-info@osakac.ac.jp



